

## 第 83 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時:2024 年 11 月 7 日 14:00-17:00

◆会場:財務省会議室及びオンライン開催

### ◆議題

#### 財務省提案議題

1. 第 110 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要と成果

#### NGO 提案議題

1. 紛争下における国際教育協力と教育財政に関する国際局への期待について／ユースより2025年カナダ G7 サミット財務トラックに求めること
2. 低所得国、中所得国で深刻化する債務問題と日本政府の対応について
3. BEPS 包摂的枠組み(IF)における第一の柱と第二の柱の進行状況、デジタルサービス課税の新設、国連国際租税協力に関する枠組条約について
4. OECD アレンジメントの第 6 条改訂交渉、国際協力銀行によるベトナム・ブロック B オモン事業融資決定、JBIC 債保有機関からの気候変動エンゲージメントについて
5. インドネシア・チレボン石炭火力発電所 1 号機に係るアジア開発銀行の対応及び国際協力銀行のモニタリングにおける対応と同 2 号機に係る贈収賄行為を受けた国際協力銀行の対応について
6. 国際協力銀行融資事業であるモザンビーク LNG に対する財務省の見解、および JBIC による対応について

◆参加者(順不同・敬称略)

#### 【NGO】

- 堀江由美子(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)※オンライン参加
- 松山晶(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
- 唐語思(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
- Hagiya Corredo Magda Yukari(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
- 吉田莉々(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)
- 稲場雅紀(アフリカ日本協議会)
- 小泉尊聖(アフリカ日本協議会)※オンライン参加
- 堀内葵(国際協力 NGO センター)※オンライン参加

- 田中徹二(グローバル連帯税フォーラム)
- 木口由香(メコン・ウォッチ)
- 遠藤諭子(メコン・ウォッチ)
- 波多江秀枝(FoE Japan)※オンライン参加
- 深草亜悠美(FoE Japan)
- 長田大輝(FoE Japan)
- 佐藤万優子(FoE Japan)
- 有馬牧子(Oil Change International)
- 渡辺未愛 (Oil Change International)
- 玉村優奈(東京大学大学院)※オンライン参加
- 田辺有輝(JACSES)
- 本川絢子(JACSES)

#### 【財務省】

- 津田尊弘 開発機関課長
- 長谷川実 開発機関課開発機関調整室長
- 宇佐美紘一 開発機関課課長補佐
- 稲見修 開発機関課課長補佐
- 真船貴史 開発政策課開発政策課開発金融専門官 ※オンライン参加
- 鈴木崇史 開発政策課開発政策課国際保健専門官
- 平木場毅 開発政策課課長補佐
- 山崎寛一 開発政策課課長補佐
- 橋高秀 開発政策課企画係長
- 中井智己 開発政策課参事官室課長補佐
- 初谷湧紀 開発政策課参事官室課長補佐
- 富田まゆみ 主税局参事官室国際租税企画室長

#### 【JBIC】

- 鈴木洋之(経営企画部業務課 次長)
- 伊藤正大(財務部 次長)
- 昌子裕一(エネルギー・ソリューション部第2ユニット ユニット長)
- 深谷聡子(エネルギー・ソリューション部第3ユニット ユニット長)
- 清水勇佑(エネルギー・ソリューション部第3ユニット 調査役)
- 大隈拓也(電力・新エネルギー第1部第3ユニット ユニット長)

## 財務省議題 1: 第 110 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要と成果

MoF 宇佐美:

世界銀行と国際通貨基金(IMF)は 1 年に 2 回、春と秋に開発を巡る広範な問題について議論を行う合同開発委員会を開催している。第 110 回目となる今回は、米国のワシントン DC で開催され、ハンガ世界銀行総裁、ギオルギエバ IMF 専務理事、各国の大臣級委員が出席した。開発委員会では、コミュニケないしは議長声明の形で、議論の成果がまとめられる他、この機会に日本を含む各国はステートメントを発出し、開発を巡る諸問題に関する半年間、あるいはその半年以降も含めて、政策の方針を示している。

今回の開発委員会では、A Future-Ready World Bank Group をテーマに議論が行われ、世界銀行改革ロードマップの進捗が確認された。財務面では、ハイブリッド資本やポートフォリオ保証等による財務能力強化の進展や居住可能な地球基金(LPF)の設立が歓迎された。業務面では、世界銀行グループの開発成果を報告するための WBG スコアカードの導入、知見共有や能力開発を図る WBG アカデミーの開始が支持された。また、6 つの分野を対象に、支援のスケールアップを図る地球規模課題プログラムの導入に期待が示された。個別課題については、世界銀行グループが民間資金動員・投資拡大に向けた取り組みを継続していくことが求められた。WBG 保証プラットフォームの実施、グローバル新興国市場リスク(GEMs)のデータベースに関する統計の公表等の取り組みが歓迎された。

加えて、2030 年までに 15 億人に保健サービスを拡大するという世界銀行グループの野心的な目標、世界銀行グループのジェンダー戦略の策定が歓迎された他、気候資金目標の達成に係るコミットメントが認識された。国際開発協会(IDA)については、そのインパクト重視の戦略的方向性と新しい施策パッケージが歓迎され、強固で野心的な、IDA 第 21 次増資の完了へのコミットメントが表明された。

田辺:

より良くより大きな銀行(better and bigger bank)構想について昨年も同様の質問をしたが、環境社会配慮、セーフガードの部分で、bigger bank にした時に、セーフガードがおろそかになる懸念をずっと挙げている。具体策として、その後に世界銀行から何か進展があったか。better and bigger bank 構想を行うことで、資金量を拡大させてもセーフガードがおろそかにならない根拠があるか。

MoF 宇佐美:

まさしく環境社会基準の順守は大事だと考えている。今回は配布していないが、開発委員会の議長声明を公表している。議長声明をご覧頂くと、汚職防止の取り組みを拡大すること等を通じて、世界銀行の環境社会枠組みを強化するための取り組みを行う方向性が示されており、開発委員会でも歓迎された。その他の具体的な取り

組みについては、世界銀行の HP 等を参照頂きたい。

堀江：

国際開発協会 (IDA) については、これまで日本政府としても積極的に貢献されていることは私どももサポートしている。IDA 第 21 次増資 (IDA21) に向けた日本政府のコミットメントは、どのような形で行われるのか、可能な範囲で共有頂きたい。次に他のドナーの貢献も非常に重要ということで、日本政府としての他ドナーへの働き掛けについて、IDA への貢献が落ちてきている伝統的ドナーも多い中で、何か個別に話をされている、戦略的に働き掛けているのであれば、その状況も教えて頂きたい。

MoF 宇佐美：

IDA21 については、12 月の最終会合に向けて交渉中であるため、お答えは差し控えるが、厳しい為替状況等も踏まえ、相応の貢献をしていく方針だ。他ドナーの動向についても、交渉中のためお答えは差し控えるが、デンマーク等、一部の国は貢献増を既に表明していると理解している。

NGO 議題 1: 紛争下における国際教育協力と教育財政に関する国際局への期待について / ユースより 2025 年カナダ G7 サミット財務トラックに求めること

松山：

今回、私たちからの議題として、紛争下における国際教育協力と教育財政に関する国際局への期待について話をする。公益社団法人セーブ・ザ・チルドレンは、教育協力 NGO ネットワーク (JNNE) という教育支援に関わる 21 団体のネットワーク団体に所属している。JNNE の主催で SDG4 教育キャンペーンを行っており、昨年度、本年度と、セーブ・ザ・チルドレンはこの事務局を担っている。SDG4 教育キャンペーンでは、SDGs の教育目標を達成できるように、様々な啓発キャンペーンを行ってきている。

昨年度、本年度と合わせて、紛争影響下、危機下における教育支援について、関心を引き起こしながら、現状を伝えるキャンペーンを展開してきた。皆様に配布したリーフレットを見て頂きたい。危機下、紛争影響下において、教育は後回しにされがちである。今は世界各地で紛争危機が長期化、発動している中で、必要な資金が追いついておらず、様々な所に資金の協力をお願いしている。2023 年は、日本政府の皆さまの働き掛けにより、教育を後回しにはできない (ECW) 基金への初拠出を実現頂いた。ECW 基金を中心として、日本政府の皆さまには、国際的な資金拠出の取り組みを絶やすことなく続けて頂きたい、紛争影響下の教育の現状を伝えるための啓発キャンペーンを今年も実施した。

このキャンペーンの一環として、アジア最大の人道危機とも言われているロヒンギャ危機の現状を学びながら、市民、特に子どもや若者、今は学んでいて日本の当事者であるユース世代に向けた啓発を行ってきた。キャンペーン活動について、特にバングラデシュの難民キャンプへの訪問を中心に話をする。

唐：

私から危機下の教育の現状と、紛争が起きている地域で教育を継続させるための投資の意義について、皆さまに理解、認識頂きたい、現場の様子を紹介する。これまで JNNE としては、全ての人々に対する教育の権利の保障、SDG4 の達成を目指して活動を展開してきた。中でも、最も脆弱な立場にある紛争下の子ども達への教育が後回しにされないように、人道支援・開発・平和構築のトリプルネクサスの確保のキーとなる教育支援への資金拡充の必要性を訴えてきた。今年の JNNE の SDG4 教育キャンペーンでは、7 年目を迎えるロヒンギャ危機に特化して、ミャンマーからバングラデシュに人々が逃れているロヒンギャ難民キャンプを、日本の中学と高校の教員と一緒に訪れた。この視察は危機下における教育の意義や課題について、当事者たちの声を日本の市民や子ども、ユースに届けることを目的に実施している。

まず、難民キャンプにおけるロヒンギャの生活について紹介する。これはロヒンギャ難民の住居だが、シェルターになっている。現地政府の方針によって、シェルター建築は竹やビニールシート等、限られた材料しか使うことができず、1年で劣化してしまう等、耐久性に多くの問題を抱えている状況だ。ゆえに、シェルターおよびキャンプ全体は災害にも非常に脆弱である。毎年、サイクロンが発生すると、写真のように洪水や土砂崩れの被害に遭ってしまう。火災にも非常に脆弱で、一度密集したキャンプの中で火が起きてしまうと、風に煽られて可燃性が高い竹と防水シートで作られたシェルターが次々と引火し、度々甚大な被害が起きている状況である。もともとミャンマーで受けた暴力や避難中の恐怖に加えて、キャンプ内の治安悪化や火災によって、精神的なダメージを受けている人、子ども達が多く存在している。

このような不安定な環境における学習の場は、子ども達に知識を与えるだけでなく、自分を守る方法や日常の感覚を取り戻すために、非常に重要な役割を果たしている。今回、日本が初めて拠出を決めてくれた ECW が助成している教育施設、ラーニングセンターを視察してきた。ECW が運営しているラーニングセンターでは、インクルーシブ教育が前提に組み込まれている。

各クラスにはロヒンギャ出身の先生と、ホストコミュニティであるバングラデシュ人の先生の 2 名が必ず配置されており、とても質の高い教育が提供されていた。他にも、女の子も安心安全に勉強を続けることができるように、コミュニティ内に設けられた学習スペースがある。先生、保護者、子ども自身も何とか教育を継続できるように、毎月、自分達で主体的に集まって教育課題を議論する等、皆さんは高い熱意を持って教育に関わっていた。

一方で、右の写真にあるように、6 畳一間の家の入り口にある狭いスペースに 15 人以上が入っており、40 度近

い灼熱の中で、子ども達が勉強に集中することは非常に難しい状況である。その他に、天井の低さや暗さ等、支援が足りていない部分も確認できた。今は約 100 万人のロヒンギャ難民のうち、55 パーセント以上が子どもであり、失われた世代を生み出さないために、早急に教育ニーズに対応することが求められている。

今回は現地の子ども達や先生、支援者等にインタビューを行ったが、現場から見えてきた危機下の教育に投資する意義について、この場を借りて、改めて三点を伝えたい。第一に、危機下においては教育が提供できる付加価値が非常に高い。現地の子ども達に学校は好きなのかを聞くと、ほとんどの子が口をそろえて学校は安全だから好きと答える。これは日本だとあまり出てこない回答だと考えている。紛争下での教育機会が子どもに安心安全を提供して、教育が子どもの保護にもつながっている。

第二に、教育は保健や衛生等、他の分野の土台にもなる。例えばロヒンギャ難民キャンプ内では、ライフスキルという教科が教えられている。そこで子ども達が衛生について勉強し、自分の身を守る術についても学んでいる。さらにそれを家庭内で親、兄弟に話し、知識の共有を行っている。教育への投資は、他のプログラム分野の普及啓発にも大きな相乗効果をもたらしていることを、受益者の声から聞き取ることができた。

最後に、難民キャンプで教育を受けることができるようになった子ども達のエピソードだ。教育を受ける前には「ミャンマーの自分達をいじめているやつらをやっつけるんだ」と話していた子ども達が、キャンプ内で教育を受けるようになってからは、私たちが良い人であることを相手に知らせると、考え方に変化が起きている。教育を通じた長期的な平和構築の実現の兆しを垣間見ることができた。

しかし、ロヒンギャ難民キャンプでは、教育に必要な資金の 10 分の 1 しか賄えておらず、全くお金が足りていない状況だ。これは他の危機にも共通して言えることだ。日本政府からは、大変有り難いことに緊急下の教育に特化した ECW に、2023 年に初めて約 4 億円の拠出を行って頂いた。ただし、まだウクライナへの支援のみに留まっている等、課題も多く残されている状況だ。

一方で、写真にある矢倉克夫前財務副大臣を含む、多くの議員も、JNNE として行ってきた SDG4 教育キャンペーン、また私たちセーブ・ザ・チルドレンとして取り組んできた、紛争下における国際教育協力について、我々と一緒に現地の ECW の事業地に足を運んでくれており、危機下でも世界の子ども達の学びが保証されるようにご尽力頂いている。私からは最後になるが、財務省としても、どうすれば教育によりお金が行き届くのかを議論頂き、具体的な計画や目標、行動を立てて頂きたい。この後にユースからも、次のカナダの G7 に向けて、財務省に具体的に期待することを述べる。

松山：

2025 年、カナダで開催される G7 サミットに向けて質問を三つ挙げている。第一に、G7 財務トラックで、先ほど申し上げたような教育財政の重視を盛り込んでもらえるように、日本政府からも働き掛けてもらえないか、提案頂けないかという質問だ。この点について、私たち NGO 団体はユースメンバー、子どもや学生世代との協働を重視している。ユースメンバーの 1 人である吉田より発言させて頂く。

吉田：

最初の質問は、G7 財務トラックにおいて、教育財政を増やすことについて議論して頂きたいという内容だ。私からは先ほど財務省より報告があった第 110 回世界銀行・IMF 合同開発委員会と絡めて問題提起を行う。私も今回の日本国ステートメントに目を通したが、教育はウクライナ支援の話のみに留まっていると認識している。地球規模課題の文脈でも、保健・気候変動・インフラ・債務問題・太平洋島しょ国しか取り上げていないと私は受け取った。2022 年には、教育が一つの項目として個別で取り上げられていたので、財務省としても現時点の国際レベルの機関で、教育の観点での働き掛けが弱まっているのではないかと懸念している。

また、今年の 10 月末に実施された、G7 財務大臣・中央銀行総裁会議、並びに G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の声明でも、教育への言及が非常に限定的だったと受け止めている。以上から、財務省として教育を重視する姿勢が弱まっているのではないかと懸念している。質問 1 の通り、G7 財務トラックにおいて、教育財政の重視を盛り込んでいるが、併せて財務省全体として、現在は教育に対してどのようなスタンスで取り組んでいるのかご教示頂きたい。

MoF 津田：

今回、このような形で活動を紹介頂けるのは、我々としては非常に有り難い。我々も国際会議への参加、国際機関の職員との対話等を通じて、我々が拠出している信託基金が行っている事業について知る機会があるが、皆さんの草の根活動を知る非常に有り難い機会だった。セーブ・ザ・チルドレンさんに限らず、また機会を見てこのような形でご紹介頂けると大変有り難い。

MoF 鈴木：

第一の質問の G7 財務トラックにおける教育の扱いについて、まずは前提として、教育分野は全ての人が等しく享受すべき基本的な権利である。また、教育分野は人的資本の開発および途上国の持続的な経済発展の礎となるために欠かせないと認識している。人的資本の開発の観点で申し上げますと、例えば国際協力機構(JICA)を通じた 2 国間での協力がある。あるいは、我々が拠出している国際開発金融機関、世界銀行等を通じた教育分野への開発があり、財務省としても取り組んでいる。

質問の G7 財務トラックにおける扱いについてだが、カナダ議長下での議題設定に関しては、今後、基本的にカ

ナダ議長の責任において主導して行われていくと認識している。現時点で来年のカナダ議長が、G7 財務トラックにおいてどのような議題を扱うのかは、まだ我々も具体的な検討状況を把握できていない。年末から来年にかけて、具体的な議論が進んでいくと考えている。我々もカナダ議長の検討状況について注視していきたい。

松山：

第二、第三の質問を合わせて質問する。第二については、鈴木様から話があったように、財務省として教育財政を重視していると言って頂いた。先ほど吉田から話した通り、現状はなかなか教育財政が追い付いていないと感じている。その状況について、財務省としてどのような原因を考えることができるのか、今後の展望、またどのような働き掛けがあると良いか。

第三の質問は、開発大臣と財務大臣の合同会合の設定で働き掛けをしてもらえないか、日本政府として提案してもらえないかという似た内容だ。この二点について、私たちのもう一人のユースメンバーであるハギヤより補足の説明を行う。

ハギヤ：

質問 2 と 3 にユースとして補足する。キャンペーンの話で伝えたように、紛争、自然災害、強制移住の影響を受けた地域にいる子ども達は、もともと脆弱な立場にある。彼らはしばしば学校に行く機会を奪われ、学びや成長の場、何よりも安定を感じることができる場所を失っている。このような地域の子ども達にとって教育はトラウマから癒しと回復力の構築を支援するものだ。しかし、癒しと回復力の構築を実現するためには、持続可能な資金が不可欠だと思う。日本は昨年に初めて ECW に資金を提供したが、現状の資金レベルは十分ではないと考えている。日本は危機に直面する子ども達のために、教育への支援として投資を増やすこと、そして成長的な影響をもたらすことができる。それによって、子ども達だけではなく、危機に直面する地域社会全体の平和と安定を築くことになる。

2025 年のカナダでの G7 サミットを迎えるに当たり、G7 財務トラックにおいて日本の教育資金に対して、投資や伝統がある一方で、教育や人材開発を重要な柱として位置付ける機会もある。現在、健康と教育の資金配分に不均衡がある中で、教育への支援を強化することは、日本の人間の安全保障や社会的なレジリエンスの向上に寄与すると考えている。また、財務省が開発セクターと協力することは、教育、政府にとっても非常に意義がある。

MoF 鈴木：

先ほどの回答と若干重なる部分もあるが、まずは私から質問 2 について回答する。言及された通り、保健財政について、保健分野と教育の対比のことも言われていた。ここ数年の G7 や G20 の財務トラックにおいて、保健財政は大きく取り上げられている状況だ。これはユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成のためには、持

続的な保健財政の構築が不可欠であり、加えて、数年前のコロナ危機で明らかになった通り、パンデミックが世界全体の保健だけでなく、経済、社会に影響が非常に大きいという問題意識に基づいている。ただし、理解頂きたい点は、財務トラックでの保健の議論は、必ずしも財務トラックだけで行っているものではないということだ。日本政府の中でも、外務省や厚生労働省と密に連携しながら行っている。基本的に、保健大臣トラックの中で保健全体の議論があり、その一部分として保健財政の議論がある。この部分について、財務省と厚生労働省が連携して、議論に参加している状況だ。

その上で、保健財政の今後の展望について、先ほど申し上げた所と重なるが、優先分野は各議長国のプライオリティで決まっていくのが前提である。来年でいえば、カナダの状況を注視していきたいと考えている。他方で、G7 財務トラックでも既に様々なトピックを扱っている。環境、サプライチェーン、保健等、様々な重要課題がある中で、全てを議論することは難しいということにご留意頂きたい。また、G7 以外にも国連等、様々な国際会議がある。どの議題をどの国際会議で議論すべきなのかは、全体として考慮していくべきことだと考えている。

最後に市民社会からできることについて、例えば昨年の G7 の日本議長下では、公式エンゲージメントグループという形で、市民社会やユースとの対話の場を設定した。そのような機会への参加も考えることができる。これは G7 プロセスにおいて、市民社会等、幅広いステークホルダーの方々から、積極的な関与を得るために開催した。既に参加されているの方々も多くいるかもしれないが、今後もそのような機会を活用頂くことを考えることができる。

MoF 橋高：

続いて、三点目の質問で、開発大臣と財務大臣の合同会合の開催について回答する。前回のカナダ議長の G7 と同様に、財務大臣と開発大臣の合同会合が行われる可能性はあると考える。繰り返しになってしまうが、基本的に G7 会合の設計や議題設定は議長国が行うもので、今の時点では、我々は議長国のカナダの動きを注視している。他方で、財務と開発の連携の観点で申すと、我々も SDGs の達成に貢献する観点から、今年のブラジルが議長国で行われている G20 の場で、開発と財務関係者の合同タスクフォースによる議論の結果でエンドースされている、飢餓と貧困に対するグローバルアライアンスの議論に積極的に参加している。これらを通じて、日本としても財務トラックを含めて、様々な場所で開発の議論に貢献している。

松山：

私たちは SDG4 キャンペーンについて、NGO で指導している。冒頭に説明したように、一般市民、特に子どもや若者が対象である。今、学んでいる当事者の関心を感じながら、日本政府はこのような取り組みを行っている、現場ではこのような課題がある、国際社会ではこのような対応を求められているといった点を一緒に考えて行動を促すことに取り組んできた。このキャンペーンではオンライン授業等、様々なイベントを開催してきた。そこに参加してくれた子ども達から寄せられた言葉の一部を配布した。A4 サイズの資料だが、見てもらいたい。こちらを説明して、締めくくりとする。もう一度、ユースメンバーの 2 人から説明する。

ハギヤ:

我々のような国際的に子どもを支援する団体で活動するユースは、危機にさらされている地域の子ども達の声、皆さまのような意思決定者に届ける架け橋であると考えている。これまで小学生から中学生までが対象の授業を通して、国内の子どもの権利について話し合ってきた。その中で、とある中学生が「子どもにはできないことを大人にやって欲しい」と言っていたのがとても印象的だった。子ども達は大人が自分たちの権利や将来の機会を保証してくれることを期待している。その責任は、私たちにとって大きな原動力となっている。そして、私たちは日本がグローバルリーダーとして、国内はもちろんだが、特に危機状況下にある子ども達の教育と福祉を支援するために、重要な役割を果たせると信じている。教育は単に必要であるだけでなく、変革ももたらす力があると考えている。危機に直面する子ども達にとって、教育はただの権利ではなく、生きるための糧である。日本の平和と安全、開発、そして法の支配に深くコミットする国として、どのような困難な状況においても、子ども達が安全で連続的な教育を受けることができるようにする役割が求められている。

吉田:

私どもがユースとしてこの場で発言できていること自体が、学校の教育で国際情勢を学び、その中で芽生えた問題意識を皆さまに共有する資格を頂いていると考えており、それは大いに教育の成果であると考えている。社会を動かす一員として、子どもやユースを変えていく、変革していくことが教育だと考えている。これは限られた人々だけではなく、全ての子どもに開かれている必要があることは、子どもの権利条約第 28 条にも明記されている。財務、財政の話になるが、お手元にある子ども達からの声の 2 ページ目にも、資金拠出の部分で、日本政府の教育に対する資金拠出について、子ども達の声が非常に多く集まっている。財務省としても、資金的なコミットメントをさらに前進させていくことで、世界中の子ども達が教育にアクセスして、全ての子ども達にとって教育が夢ではなくて、現実として享受できるようになると考えている。また、そこで日本が果たせる役割は本当に大きいのではないかと、ユースとしても考えている。今後も教育の未来、世界の未来のために、財務省と NGO が良い協力関係を構築できると、我々ユースとしても大変幸いだ。

松山:

キャンペーンに参加してくれた子ども達に、本日、政府の皆さんに会いに行ってくることを伝えている。良ければこのような声や紛争下の教育に関心を持って、大人にしかできないことをして欲しいと願っている子ども達に向けて、メッセージを頂けると幸いだ。

MoF 鈴木:

現場の声を含めて、大変貴重な声を頂いた。大変参考になった。まさに先ほどのプレゼンテーションでもあった通り、教育への投資がもたらす効果は非常に大きい。他方で現場、特に難民キャンプのような危機下においては、一口に教育といっても、例えば災害や環境等の複合的な危機にある状況だが、非常にリアルに理解するこ

とができた。先ほど申し上げた通り、財務省としても世界銀行等での貢献を通じて、教育分野に取り組んでいる。また、ダイレクトに教育ではなくて、例えば保健や栄養や災害対策等の部分への貢献も、間接的に子ども達の教育機会の損失を防ぐことにつながっていると思っており、引き続き財務省としても取り組んでいきたいと考えている。

## NGO 議題 2: 低所得国、中所得国で深刻化する債務問題と日本政府の対応について

稲場:

私からは、低所得国、中所得国で深刻化する債務問題と日本政府の対応について提案した。こちらに書いてあることの中で、認識が違う部分があるかもしれないが、質問に答えて頂いた上で、いろいろと対話ができれば幸いだ。

MoF 真船:

頂いた論点・質問は、我々としても非常に重要な課題であると認識している。回答は債務問題全般について、全体的に答える形で良いか。

稲場:

財務省の認識についての質問がある。例えば最初の質問 1 が、債務危機がより複雑な形で生じることになった理由として、どのような背景があるのかについて質問している。質問 1 に関して、大体はこのようなところではないか、あるいはそもそも質問が間違っている等と答えて頂けると有り難い。私どもとしても、債務問題は非常に難しい問題のため、認識の間違い、あるいは考えの違い等、率直に学んでいきたい。質問 2(1)も難しい課題だが、こちらも考えを教えてください。TICAD についても教えてください。

MoF 真船:

まずは第一の、2010 年代以降のアフリカの債務増加を、なぜ止めることができなかったのかという質問だ。これは複合的な要因が絡んでいるので、簡潔に答えにくい問題である。2010 年代の債務を取り巻く環境の特徴的な点として、アフリカに限った話ではないが、債権者の構造変化が一つ挙げられる。具体的には、アフリカを含む低所得国向けの対外債務残高において、主にパリクラブを中心とする先進国の割合が非常に大きかったが、この先進国の割合が減少している。

その一方で、それまでプレゼンスが小さかった中国等や、民間債権者の割合が大きく増加し、パリクラブと逆転

している環境の変化が一つある。

この環境変化に伴う課題を述べると、パリクラブに属さない中国やインド等の新興債権国からの融資、については、様々な調査レポートでも指摘されているように、非常に不透明で不公正な形で契約されているものが多い。こうした問題は借り入れ国の債務状況を複雑化し得るものになっている。一部で言われているように、債務の罫の問題、債務額を正確に把握できていないといった課題につながっている。それから、民間債権者の提供する融資、あるいは発行する債券は譲許性が低い、あるいは無いので、途上国がそれらを適切に管理できなければ、債務状況の悪化を招くことにつながり得る。

アフリカ各国の成長、彼らの持っている保有資源に対する支援、投資等が拡大する中で、新興債権国の中国等や民間債権者のプレゼンスが大きくなっている。その構造変化に伴う不透明、非譲許的な融資に対して、借り入れ国、債務国側は、適切な債務管理による債務の持続可能性の確保が求められている。ただし、現実としては債務国における制度、債務の政策等が不足している、不十分であることも相まって、IMF、世界銀行で言うところの債務持続可能性分析で、債務持続可能性が低い、乃至は無いと判断される国が多くなってきている状況が一つある。もう一つは、2010年代の後半以降に、民間債権者、非パリクラブ国からの資金フローが先細りしてきていることもあると考えている。例えば民間からの資金フローは、2022年ではネットでマイナスという状況もある。これら債権者側の保守的な投資、支援姿勢、それからコロナ禍による景気の低迷等が、状況をより困難にしている要因だと我々は考えている。

質問1について、第二の質問のサハラ以南アフリカ(Sub-Saharan)の債務問題における新たな枠組みや制度について、コロナ禍以降の債務問題への取り組みとしては、ご指摘の通り、まずは2020年4月にG20とパリクラブ債権国が、債務支払猶予イニシアティブ(DSSI)という枠組みに合意した。2020年末までに、Sub-Saharanを含む低所得国を対象に債務の支払猶予に合意して、2021年12月までの支払い猶予を行っていることが、一つ取り組みとしてあった。さらに、2020年11月にG20が、低所得国向けに共通枠組であるコモン・フレームワークを創設している。この枠組みは新興債権国のプレゼンスが拡大している状況を踏まえて、パリクラブと非パリクラブ債権国が協調しなければ、問題が効果的に解決できないということで、中国やインド等の主要な債権者を含むG20が全体で協調して、債務救済を行うために創設された枠組みである。これまでチャド、ザンビア、ガーナに対する債務救済を、共通枠組の下でG20が協調して合意している。

もう一つ、共通枠組で大事な取り組みがある。今年のG20プロセスでの共通枠組について、これまでは3カ国に対して共通枠組の下で債務再編を行ってきたが、あまりタイムリーな形で進んでいなかったのではないかと、債務国から指摘されている状況がある。共通枠組を予測可能で適時に秩序立てて、かつ連携した方向で実施していこうということで、我々はG20のコミュニケでコミットしている。それをしっかりと達成するために、これまでの共通枠組で得た教訓を踏まえたG20ノートを策定している。日本もこの議論には積極的に貢献してきており、ノートに基づいて今後は共通枠組のタイムラインの改善に取り組んでいくことも、重要な課題の一つになっている。

あとは、最近の話題について、Sub-Saharan を含めて債務は持続可能だけれど、短期的な流動不足に直面する国が多くなっている懸念がある。この流動性問題への対応が、足元での大きな課題の一つになっている。この課題に対するものは、基本的には資金動員の強化と、そのための構造改革の推進である。それから、国際金融機関等からの資金フローの確保をバランスよく組み合わせ、各国の状況に応じたボトムアップ型の取り組みを進めていくことが重要ということで、今は様々な場で議論されている。

続いて、質問 2 のアフリカの開発について、まずはアフリカ各国が制度、政策を改善していくこと、それから、債務管理や国内資金動員の能力を強化することが、我々としては重要だと考えている。債務管理の能力や国内資金動員の強化は、すぐに答えの出るような即効性のあるものではないが、しっかりとした土台があって初めて持続可能な発展が実現する。日本としては国際開発金融機関(MDBs)等を通じて、そのための活動を主要なドナーとして支援してきている。今後の新たな取り組みも含めて、支援を継続していきたいと考えている。

債務問題の解決には、債務危機を未然に防ぐ努力も重要だと考えている。債権危機を防ぐためには、常日頃から債務データの透明性や正確性を高める取り組みが不可欠である。これまで日本はこの分野で世界的な議論を主導してきた。具体的な取り組みとしては、主要債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が債務国から報告を受けている債務データと突合作業を行う、データシェアリングエクササイズというものを、2023年の日本議長国下のG7で日本が主導してきた。世界銀行、主にパリクラブ各国と協調して、これからデータシェアリングエクササイズ(Data Sharing Exercise)への参加国を拡大していくことと、定期的にしかりと対応していくことに取り組んでいるところだ。加えて、途上国における債務管理能力の強化のために、世界銀行やIMFが行う技術支援への資金貢献も行っている。これらの取り組みを通じて、途上国の債務の透明性や持続可能性の向上を、引き続き支援していきたいと考えている。

TICAD と開発資金国際会議(Ffd4)の質問についてだが、まずは TICAD について、前回の TICAD8 の時は、債務の関係で言うと、アフリカ開発銀行がホストとして日本の財務省が支援する形で、持続可能な債務管理に関するバーチャルセミナーというサイドイベントを実施している。このイベントには、アフリカの債務問題を担当する政府高官や職員、債権国、国際機関、学術関係者、そして市民社会の方々等の数百名が参加している。TICAD9 への対応は現時点で未確定だが、引き続き債務問題は重要なので、前回の開催したようなイベントも参考にしながら、どのような対応が可能なのかを引き続き検討したいと考えている。

最後に、Ffd4 についてだ。2015 年のアジスアベバでの第 3 回会議の後継として、喫緊の課題を克服して、SDGs を達成するための開発資金の確保、活用に関する方策を議論する場となっている。財務省としては、外務省を通じて成果文書の交渉に積極的に参加して日本が主導している。これまで申し上げてきた債務問題における透明性の確保の重要性、質の高いインフラ開発による包括的な経済成長を実現する重要性について、主導したいと考えている。

稲場：

第一の質問への回答について、これはなかなか難しい問題だと考えている。2010年代で特に Ffd3 に向けた議論の中では、結局のところ、今は低所得国等に向けた資金の流れも、ODA をはるかに超える形で、民間のお金や新興国の資金が入っていたが、逆に Ffd3 の状況では肯定的な雰囲気が多い状況だった。これは2015年だ。その意味では、コロナ、インフレーションを経た現在とは、非常に異なる状況だったと認識している。そういう中で、お金をより大きくしていく傾向があったと考えている。また、そのような議論を外務省等で見受けると考えている。コロナ、その後の利上げ等、全体の状況を大きく変えるような状況の時に、リスク対応ができていなかったという話になり、今になって困っている印象もある。例えば Ffd4 に関して、多額の民間資金の流入、新興国の資金等について、どのようにバランスを取って進めていくのかの議論も非常に大事だと捉えている。特に気候変動が進展している中で、いつ何時にどのようなリスクが生じるのかが分からない状況である。あるいは、地政学的な変動も非常に大きくなってきている。その意味合いでいうと、好景気になった時に、これで頑張っていくという話ばかりになると、バランスを取れない話になってしまう印象がある。特に Ffd3 の頃は、バランスが取れない印象があった。

その辺りを考えると、1980年代の債務危機、1970年代の石油ショックによって、逆に途上国へ大量のお金が行く流れで大きな投資があり、借金を返すことができずに構造調整が取られることになった。もちろん資金の組成の在り方は違う。ただし、1980年代の教訓等が、必ずしも2010年代には生かされていなかったという感触もある。教訓を生かしていないステークホルダーは逆に言うと、その頃のことを知らない新興国、あるいは新しく入ってきた民間セクターかもしれない。景気が良い時にどのようにバランスを取っていくのか、景気が良い時にこそ債務管理能力の強化を行う、その辺りのトレンドをつくっていくことが必要だと考えている。ぜひ Ffd4 に向けた対応について伺いたい。

もう一つ、パリクラブは先進国で作っているものである。私はパリクラブについて無知なので大変申し訳ないが、これだけ多くの新興国が資金の出し手になっている状況で、もちろん G20 の財務トラックで変えているところはあると考えるが、パリクラブの枠組み自体も変えていく方向性があるのかどうかを伺いたい。もう一つ、アフリカ諸国の中でも、低所得国だけではなくて、ザンビアやガーナ等の下位の中所得国の国々について、低所得国のみを対象にしているパリクラブでは対応できない部分もあると考えている。パリクラブの枠組みを、先進国だけの主導ではない形に変えていかないと、逆に脱植民地化等、今の様々な言説、トレンドの中で批判を受けることもあり得るだろう。

MoF 真船：

第一に、好景気になった時にどうバランスを取っていくのかの話だが、これは非常に難しい課題だ。今、まさに足元で議論している、流動性の問題にどう対応していくのかの話と、ある程度は共通する部分があると考えている。

特に債務の観点で言えば、先ほど申し上げた通り、受け入れ側である途上国の体制が整っていないことが、一つ大きな課題としてある。次々と資金が入ってきても、受け入れ側の体制が整っていなければ、適切な投資資金の管理ができない。債務サイドの観点でいえば、一丁目一番地として債務各国の構造改革を後押ししていくことだ。あとは、債務管理能力等の技術的な面で、まずは途上国の体力を全体的に底上げしていく、受け入れ体制をしっかりと整えるというサポートが大事だ。どうバランスを取るのかについても、各国で状況は異なっており、one size fits all の解はなかなか難しいと考えている。それらの部分も含めて、G20 や Ffd4 に向けて、我々としても引き続き積極的に議論に参画していきたい。

第二のパリクラブの問題について、指摘頂いたことは、たまに聞くこともある。実際に今はパリクラブの枠組みがあって、そこに中国やインド等、まさに主要な債権国、新興債権国も入った共通枠組をつかった。実際の G20 のワーキンググループでは、債務問題の技術的な部分も含めて、中国やインドを含めて、パリクラブ債権国と協調する形で、様々な問題解決に向けて非常に良い形で協調できている。パリクラブの枠組みを超えたところでいえば、実際に G20 の枠組みがあるので、そちらで議論している。

一方でパリクラブについて、共通枠組で債務再編を行う時に何を礎にしているのかということ、これまでにパリクラブで取り組んできた伝統的な手法を参考にしながら進めてきている。パリクラブにはオブザーバーとして中国やインドが含まれている。正式なメンバーではないが、パリクラブでの債務再編のテクニカルな議論には、中国やインドも積極的に参加している。ある意味、パリクラブでは、債務問題の技術的な課題について議論し、これらの国々もオブザーバーとして入ってきているので、新興債権国とうまく協調できている場として、引き続き有効だと我々は考えている。

稲場：

来年 4 月に Ffd4 が開催される。来年は G20 が南アフリカ共和国で開催される。TICAD でも協調していくことがあると考えている。また積極的にいろいろと教えて頂きたい。

### **NGO 議題 3: BEPS 包摂的枠組み (IF) における第一の柱と第二の柱の進行状況、デジタルサービス課税の新設、国連国際租税協力に関する枠組条約について**

田中：

第一の質問は、BEPS 包摂的枠組み (IF) における柱 1 と柱 2 の進行状況等についてである。柱 1 は市場国への新たな課税権の配分だが、本来だと本年 6 月までに署名を行い、2025 年に発効の予定だったが延期になった。第一に、今後の展望をどう見ているのか。柱 2 はグローバル・ミニマム、最低課税だが、我が国では 2023 年に税制改正で法制化された。本年 4 月以降から適用されているため、本年度の税収は幾らぐらい上がるのか。

また、税収については海外のビジネスになるので、税収の一部を SDGs 達成のための革新的資金メカニズムとして使えないか。

第二の質問は、デジタルサービス課税の新設についてである。IF の柱 1 が合意されるに当たって、デジタルサービス課税はやめることも併せて決まったと考えている。しかし、全く展望が開かれていない。2023 年の成果文書によれば、2025 年までは何とか頑張ることができるので、デジタルサービス課税は待つて欲しいということだったと認識しているが、カナダがしびれを切らして導入しようとしている。今のバイデン政権ですら条約に署名されないとすると、今度のトランプ政権ではなおさらであろう。このままいくと、本当に柱 1 は絵に描いた餅になり、非常に困ったことになる。それまで巨大 IT 企業等からの税金を取ることはできない、そのまま推移するとなると、これは大変遺憾なことである。日本もデジタルサービス課税を準備するべきではないか。それに当たって最も恐れることは、アメリカから関税を掛けられることだ。デジタルサービス課税を進めるのであれば、アメリカが報復関税を掛けるという脅しの恐れのあるとされている。その点は次の質問になるが、国連国際課税協力に関する枠組み条約の中で、国連の総体としてのデジタルサービス課税だ。しっかりと柱 1 が実現できるまでは、緊急事態としてデジタルサービス課税を進めるべきではないか。デジタルサービス課税を実施するに当たっては、海外のビジネスとも関係してくるので、革新的資金メカニズムで一部を調達できないか。

先ほど話した、国連国際租税協力に関する枠組み条約について、BEPS プロジェクトは 100 年ぶりの国際課税制度の改編であり、画期的な内容が含まれていたが、残念ながら今まで日の目を見ないまま来ている。しかも、BEPS プロジェクトを牽引してきたのは、財務省の浅川さんを始め、本当に日本の財務省が頑張ってきたが、日の目を見ないままである。一方で、途上国側から、BEPS プロジェクトに途上国がしっかりと参加できていない。柱 1、柱 2 についても、途上国の理事から、遠いということもあった。途上国もしっかりと参画できる形で、国際租税条約を作ろうということだ。国連の事務総長も巻き込んで、枠組み条約を実現する方向に動き始めた。ついに来年から実際の枠組み条約の中身と、議定書に関して議論していこう、交渉していこうとなった。8 月に採決されて、圧倒的多数で可決されたが、特別委員会での採決なので、今度はこの内容を総会へ持って行って採決する。今月末あたりに採決があるだろう。その採決で合意されると、来年から 3 年をかけて向上していくことになると考えている。

採決に当たっては賛成が 110 カ国、反対が 8 カ国、棄権が 44 カ国である。残念ながら、反対の 8 カ国の中に日本政府も含まれている。従って、今月末あたりに付託事項草案が採決されると考えているが、日本政府はまたこれに反対するのか。むしろ、この間の国際的な G20、この前の国連の未来サミット等を見ると、とても積極的にこれを進めていこうという声も上がっている。8 月の採決における棄権の 44 カ国は、主に OECD 参加国だ。その中で、例えばノルウェー政府は、今後は積極的に参加していくことを表明している。これはこちらの勝手な推測だが、棄権の 44 カ国が賛成に回るとなると、今まで反対していた 8 カ国がますます孤立していき、グローバルサウスとの連携、関連性が切れていく心配がある。

日本政府としては、BEPS プロジェクトを牽引してきた浅川さんの努力と見識もある。このような国連の動きに参加して、むしろ積極的に牽引していく立場に立ってはどうか。

MoF 富田：

質問 1 は、第一の柱についてのものと承知。利益 A が多数国間条約、利益 B が移転価格税制の適用の簡素化・合理化になるが、利益 A と利益 B の枠組みとのパッケージで交渉が行われている。現在も議論が継続しており、交渉の具体的な内容について、予断を持ってコメントすることは差し控える。第一の柱に関する最終パッケージの交渉を迅速に妥結するためには、利益 B の枠組みに関する残りの論点を、早急に解決することが重要だと認識している。日本としても、利益 B について残された課題を迅速に解決することを通じて、条約を早急に採択できるように引き続き取り組んでいきたい。

第二に、グローバル・ミニマム課税は、直接的な税収効果以上に、法人税引下げ競争への歯止めや、公平な競争条件の確保といった観点から、日本や日本企業にとってメリットが大きい取組みであると考えている。第二の柱のグローバル・ミニマム課税による追加税収は、最終的に日本のような通常の税率の国ではなく、主として軽課税国において生じるものだと考えている。

第三のデジタルサービス課税について、多数国間条約は、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対して、デジタルサービス課税のような一方的な措置ではなく、多数国間による枠組みで解決を図るもので、各国は多数国間条約の早期実施にコミットしている状況。日本も同様の立場である。繰り返しになるが、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に参加していく。アメリカについても指摘があったが、他国の動向について、現時点で予断を持って答えることは差し控える。引き続き、日本として「二本の柱」の解決策の最終化に向けて、積極的に交渉に参画していきたい。

最後の質問の国連枠組条約について、現在は枠組条約の交渉に向けて、基本的な指針である Terms of Reference (ToR) 案について議論されている。今後の国連総会等での議論については、交渉事項であるため回答を控えたい。ご指摘の臨時委員会における ToR 案の採択時においては、包括的かつ効果的な国際租税協力の実現のため、G20 リオデジャネイロ税宣言において重要な要素であると合意されたいいくつかの事項が ToR 案に十分に反映されなかったことが、日本としては課題と考えている。

田中：

課題のところを、もう一度願います。

MoF 富田：

G20 リオデジャネイロ税宣言において枠組条約の重要な要素であるとされた論点が、ToR 案に十分に反映されていなかったことが課題と考えている。G20 リオデジャネイロ税宣言では、国連の枠組条約交渉に当たって、広範なコンセンサスに達すること、各国のコンセンサスを得る可能性が高い課題を優先すること、国内資金動員と能力開発の強化に焦点を当てることが重要とされている。日本としては、国連総会においても、これらの要素について引き続き主張していき、枠組条約策定に向けた議論に、建設的に参画していきたいと考えている。

なお、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」の加盟国は「二本の柱」の解決策の早期実施にコミットし続けている。7月に発表された G20 リオデジャネイロ税宣言や、10月に公表された G20 財務大臣・中央銀行総裁会議のコミュニケにおいて、他の国際機関における既存の成果とプロセス、および他の国際機関が進行中の作業を基礎とし、不必要な努力の重複を避けるように努める旨、合意されている。今後、国連でも国際租税協力に関する枠組条約の議論が進んでいくことになるが、国連の枠組条約に関する議論が、包摂的枠組みにおける多数国間条約の議論と重複することのないように行われるべきである点等、日本としても引き続き主張していきたいと考えている。

また、グローバルサウスとの関係性についてもコメントを頂戴した。日本は途上国とのネットワークも重要だと考えている。例えば二本の柱に関して申し上げますと、途上国の第二の柱の導入支援にも力を入れている。途上国のキャパシティビルディング、調整能力の強化、あるいは税制に関する政策立案に対する支援が非常に重要だと考えている。関係国際機関と連携して、このような支援を積極的に進めていきたい。

田中：

端的に言うと、日本政府が懸念している課題が一定のクリアとなれば、積極的に参加していくということか。ご承知だと思うが、今回の総会で賛成が圧倒的に上回る場合に、議長と副議長について、副議長は 18 人か。事務局を作らなければいけないが、課題がなかなか厳しいという場合は、日本政府は事務局に入らないということか。それとも、課題がクリアになれば、事務局に入っていくのか。あるいは、副議長を務めるのか。

第二に、例えば Amazon が日本でどれだけの売り上げがあるのかというと、3兆6000億円を超えるが、何年間も法人税を払わないできている。ようやく医薬品関係等はまずいということで税金を払うようになったが、専門家からは税が過小であると言われている。これがずっと野放しで決まらないままですと、日本の IT 企業にとって、競争がますます厳しくなり、非常に遺憾な状況が続くと考えている。これは早急に何とかしなければ、税金を払う側として非常に不公平になる。確かに 100年ぶりの税制改正、BEPS2.0は画期的だが、デジタルサービス課税も同時に考えていかなければまずいと考えている。

MoF 富田：

1 点目の国連における交渉について、事務局、議長、副議長のポストを取るのかについてのご質問があった。繰り返しになってしまうが、国連における議論は交渉事項であるため、回答は差し控えたい。日本としては、広範なコンセンサスに達すること、国内資金動員と能力開発の強化に焦点を当てること等、日本として重視する論点について、引き続き主張していきたい。

2 点目について、多国籍企業が不当に税を過少申告している、過小な課税がなされているというご指摘があった。経済のデジタル化に伴って、競争環境が不当に歪められていることは課題だと認識されており、その問題意識に沿って、OECD を中心に議論がなされてきた。我が国としても、引き続き積極的に国際的な議論に参画していき、租税回避への対応や、新たなビジネス形態による競争環境の変化について、議論を継続していきたい。

#### **NGO 議題 4: OECD アレンジメントの第 6 条改訂交渉、JBIC によるベトナム・ブロック B オモン事業融資決定、JBIC 債保有機関からの気候変動エンゲージメントについて**

田辺：

この議題は三つに分けているが、基本的には国際協力銀行 (JBIC) の化石燃料ファイナンスに関する議題で、詳細を三つに分けている。まずは背景 A の OECD アレンジメントの第 6 条の交渉についてだ。質問 A-1 だが、この間、韓国で内部文書が公開されて、その中に日本政府の発言が載っていたが、これらのことが事実かどうか。また、この提案は公正な競争環境が確保されていると考えているのかどうか。質問 A-2 は、EU や韓国で自国の提案が公開されている中で、日本政府が非公開とするのであれば、その根拠は何か。背景 B だが、7 月の JBIC によるベトナムのブロック B ガス田への融資があった。これは G7 のエルマウ宣言のコミットメントとの整合性がどうなっているのか。最後に背景 C についてだ。JBIC 債券を保有している投資家から JBIC に対して、気候変動について、何らかのエンゲージメントがあるのか。

JBIC 鈴木：

大きく A、B、C の三つの質問を頂いた。A については、政府に対応頂いているため、まずは財務省から答えて頂き、B、C を JBIC から回答する形で進める。

MoF 平木場：

私から質問 A-1、A-2 について答える。質問 A-1、OECD アレンジメントの第 6 条について、ご理解の通り、現行の OECD アレンジメントの第 6 条の条項において、石炭火力発電に対する公的輸出信用や、タイド援助について、規定がなされている状況だ。また、同条項では 2022 年 12 月末までにレビューが行われるという規定もある。

質問 A-1 では、韓国政府の内部文書における、日本政府の発言内容について質問頂いている。こちらは他国政府が作成する内部文書の内容で、弊省としてコメントをする立場にないことを伝える。質問 A-2 について、日本政府が自国の提案内容を非公開にしている状況について、質問を頂いている。繰り返しになるが、政府間で交渉中の内容を対外的に明らかにすることは、交渉の結果に影響を与え得ることから、不適切であると考えます。

JBIC 昌子：

質問 B はベトナム・ブロック B のオモンガス田に対する融資で、エルマウ宣言の整合性について教えて欲しいという内容だった。G7 エルマウ首脳コミュニケに盛り込まれた文言、および日本の政策の方向性を踏まえて、G7 各国が規定する限られた状況について、我が国は 1.5 度目標やパリ協定の目標に整合した形で、支援対象国が有する方針や計画に、整合的なプロジェクトであると判断される場合は、限られた状況の一つとしている。本件はこれに該当するものと整理している。

具体的に申し上げますと、ベトナム政府は 2021 年 11 月の COP26 の場で、2050 年までの温室効果ガスの排出量削減で実質ゼロ、カーボンニュートラルを目指す旨を表明している。翌年の 2022 年 10 月のカーボンニュートラル宣言を踏まえて、改定版 NDC も発表している状況だ。その後、2023 年 5 月にベトナム政府は、2050 年のカーボンニュートラルの達成を視野に入れて、2030 年までの電源開発計画である第 8 次国家電力マスタープラン(PDP8)を発表している。その中では、石炭火力比率の縮減、および再生可能エネルギーの拡大を進めつつ、過程では移行電源としてガス火力を活用しながら、トランジションを推進する方針を掲げている。

本プロジェクトは PDP8 の中で、ベトナム南西部のオモンガス火力発電所に、燃料ガスを供給する供給源として国家的重要、かつ投資実施を優先する電力案件リストに掲載されている。2050 年までのカーボンニュートラル達成を目指すベトナム政府が掲げている、脱炭素化への道筋と整合的であると認識している。

MoF 初谷：

ご指摘のブロック B ガス田開発事業については、JBIC から述べられた点等を確認し、G7 エルマウ首脳コミュニケにおいて支援が許容されている「限られた状況」の 1 つ目の類型、「1.5 度目標やパリ協定の目標に整合した形で支援対象国が有する方針や計画に整合的なプロジェクトであると判断される場合」に該当すると整理している。

JBIC 伊藤：

質問 C の部分について、本年 9 月 30 日に弊行の債券投資家に対して、あるいは投資家であると思われる方たちに対して、エンゲージメントを求める要望書を出されたと認識している。こちらの関連で、そもそも JBIC が債券保有者からどのような気候変動エンゲージメントを受けてきたのか、その場合の件数と内容はどのようなのかという

点に関して、要望書を出された9月30日以前、あるいはそれ以降から本日までのいずれにおいても、弊行の債券保有者から気候変動エンゲージメントの提案を受けたことはない。弊行が発行するグリーンボンドはグリーンボンドフレームワークと呼ばれる枠組み枠組に基づき発行しているが、このフレームワークは国際資本市場協会(ICMA)が掲げているグリーンボンド原則に合致しており、お墨付きを得ている。第三者の評価機関でSustainalyticsという会社があるが、こちらからICMAの原則に合致していると認証を頂いている。

この中で、私どものグリーンボンドに関しては、資金用途を限定している。再生可能エネルギー、クリーンな交通輸送、これは鉄道やゼロエミッション車に分類される。それから、環境に優しいビルであるグリーンビルディングという分野もある。この4分野に限定して、グリーンボンドで調達された資金を、そのようなプロジェクトのみに使うことを、フレームワークの中で立てている。その点からも、投資家から、非常に高い評価を受けているのが実態だ。

MoF 平木場:

質問Cに関して、後半部分で弊省に質問頂いた点について、JBICより説明があった通り、これまで債券保有者からの気候変動エンゲージメントの実績はないとのことである。債券保有者への対応については、引き続き適切に行われていくと認識している。

田辺:

OECDの交渉につき内容については控えるということだったので、もう少し一般化をして質問する。G7サミットのエルマウ宣言だが、G7宣言は基本的に政治的なコミットメントであり、具体的な言葉の定義や詳細な基準は、G7国間で合意されたものではなくて、それぞれの解釈に基づいて運用していると理解している。他方で、OECDのアレンジメントは、公正な競争を確保することが最も大きな目的だ。公正な競争を確保するためには、統一したルールに基づいて、実施面で大きな差が出ないようにすることが、極めて重要だと理解している。この観点で、G7のポジションを、そのままOECDのポジションに当てはめることは、OECDアレンジメントの趣旨からしても非常に乖離した提案であり、OECD各国として受け入れられるようなものではないと理解している。このような一般的な観点でも構わないので、その辺りを話して頂きたい。

第二に、先ほど紹介があったが、2020年までにレビューを行うことが、2022年までに新しい交渉を終了することなのか、それともあくまでも始めることなのか、スケジュールリングが非常に気になっている。先ほど話があった通り、トランプ大統領が就任するので、今年11月に何かの合意をしなければ、4年ぐらいは何も決まらない状況になるだろうと認識している。この点について、11月末までに何らかの合意を得る努力をされているのかどうか。

MoF 平木場:

質問頂いた二点について、引き続き開発政策課の平木場より回答する。第一の質問の G7 エルマウサミットでの内容と、OECD アレンジメントの内容の差異について、繰り返しのようになってしまい大変恐縮だが、政府がどのような発言、提案をしているのかについての発言は控えさせて頂きたい。

第二の質問は、2022 年度末までのレビューで、現行の第 6 条に規定されている内容についてだ。OECD アレンジメント第 6 条のレビューの記載としては、A 項から D 項に関しては”shall be reviewed”ということで、財務省としては 2022 年末までにレビューされると理解している。

田辺：

最後の姿勢についてはどうか。

MoF 平木場：

姿勢についてだが、引き続きアレンジメントの参加国の中での議論に関わるところと認識している。繰り返しとなってしまう大変恐縮だが、発言することは控えさせて頂きたい。

田辺：

いずれにしても、OECD アレンジメントの主目的である、公正な競争環境の確保を十分に踏まえて、提案、交渉して頂きたいと考えている。

遠藤：

質問 B について答えて頂いたことへの意見を挙げさせてもらう。エルマウ・サミットでのコミットメントで、こちらに整合していることを確認したという返答だったと認識している。ベトナムに関して言うと、確かにカーボンニュートラル宣言をされて、NDC の改定版を出した。2022 年に NDC の改定はしているが、前回と比べてアンビシャスなものになっていない。私どもの声明でも挙げているが、Climate Action Tracker の分析によると、ベトナムの NDC は 1.5 度どころか、4 度以上の域に達する数字でしかない。ベトナムの NDC に関しては、全く充足していない評価になる。NDC が改訂されたからといって、これで良いという話には全くならないと考えている。

2030 年までの電源開発に関しても、確かにガスを移行電源と位置付けている。まずはガスに関して言うと、IEA は、世界には既に新規のガスを行う余地はない、仮に 1.5 度を達成するのであれば、既にそういう余地がないことをはっきりと示している。エルマウのコミットメントで言っている、限られた状況に整合しているという判断は全くできないと考えている。前回の財務省定期協議でも、JBIC が融資を決めたメキシコの案件について話した。経

済産業省で決められた、限られた状況について我が国は三つの場合に分けて考えるとしているが、ここに当てはめて確認すること自体がおかしい。もう一度、しっかりと G7 のコミットメントの文章を読んで、1.5 度目標及びパリ協定の目的に整合である、これが必須条件であるというところに立ち返って、案件を見て融資するか、しないのかの判断をしていかないといけない。はっきりと言うと、私たちは G7 の合意違反に当たると考えている。

JBIC 昌子:

ご指摘の通り、PDP8 は 2050 年のカーボンニュートラルを達成するための、2030 年までの電源開発計画を示したものだ。一方で、2050 年までの目標数値が一定のレンジで示されている。2050 年には石炭火力を全廃し、発電能力構成に占める再生可能エネルギー割合を約 70%にすることが示されていると認識している。

今後もベトナムの電力・エネルギー需要が伸びると見込まれる中で、需要を満たしつつ、2050 年までにカーボンニュートラルの達成を実現する観点から、まずは 2030 年に向けて、石炭火力を徐々に減らしていき、再生可能エネルギーを拡大していく。その過程において、移行電源としてガスを活用する形で記載されている。我々としては、支援国、ベトナム政府が参画しているパリ協定の目標に整合的で、脱炭素の道筋に沿ったプロジェクトであると認識しており、このようなプロジェクトは引き続き支援していきたいと考えている。

深草:

質問書に投資ポートフォリオに、2050 年のネットゼロを目標にしている多くの金融機関との差について書いてある。JBIC も 2021 年の ESG ポリシーで、2050 年までの投資ポートフォリオで、温室効果ガス (GHG) をゼロに努力するポリシーだったと考えている。ESG ポリシーの策定の際に、TCFD の賛同と、フレームワークに基づいた情報開示の推進も書かれており、これまでもこの会合で進捗について質問してきた。一つは、それがその後にならなっているのか。それ以降は伺っていないので、情報開示をするのか。投資ポートフォリオで 2050 年のネットゼロを目指して、どのような施策をされているのかを改めて聞きたい。ブロック B オモンもそうだが、この数年でエネルギー事業への大きな融資を JBIC が行って、果たして 2050 年の目標を達成できるのか、大いに疑問を感じている。本日で分かるのであれば、ぜひ伺いたい。

JBIC 鈴木:

ご指摘の通り、本行は ESG ポリシーで 2050 年までに、投融資ポートフォリオで GHG 排出量のネットゼロの達成を追求する旨を、対外に公表している。一方で、個別案件にも対応している。投融資ポートフォリオのネットゼロに向けて、投融資先の脱炭素の取り組みを支援していくことは非常に重要だと考えている。特に、脱炭素社会の実現に向けては、ホスト国政府等の関係者のエンゲージメントを通じて、エネルギーtransitionを加速させることが非常に重要という認識である。政策金融機関としての対外交渉力も発揮しつつ、各国で異なる事情があり、それは考慮する必要がある。異なる事情を考慮しつつ、多様なエネルギーtransitionに貢献していく所存だ。

前回の議論の中でも情報開示について質問頂き、我々としては鋭意取り組んでいくことは申し上げている。本日、ここで具体的に何かはどうなのかまで申し上げることはできないが、前回の議論は十分に認識して、鋭意取り組んでいく所存だ。

深草：

鋭意取り組まれているということで、近々、何か開示があることを期待しても良いのか。タイムラインがどうなっているのかを伺えないか。

JBIC 鈴木：

本日、対外的にタイムラインを示すところまで至っていない。

深草：

前回、いつ具体的に議論したのかは手元にはないが、2021年にポリシーを出されて、既に3年経っている。繰り返しになるが、特にこの間は本当にたくさんのエネルギー事業に融資されている。仮に今の融資している事業で返済があって、ポートフォリオの中からそれが消えたとしても、事業として残る限り排出のロックインが続く。また、本日も何度も出ているが、エルマウのコミットメントに基づいて、新規の支援を行っていかないことを明確に打ち出さない限り、気候変動対策ではなかなか不十分だと考えている。

#### **NGO 議題 5: インドネシア・チレボン石炭火力発電所 1号機に係るアジア開発銀行の対応及び国際協力銀行のモニタリングにおける対応と同2号機に係る贈収賄行為を受けた国際協力銀行の対応について**

波多江：

インドネシア・チレボン石炭火力発電所 1号機、2号機について議論したい。1号機、2号機の両方とも、これまでの財務省・NGO 定期協議で複数回の議論をしている。今回はチレボン 1号機について、アジア開発銀行 (ADB) 主導のエネルギー移行メカニズム (ETM) の活用について4問、ADB の対応について伺いたい。それからチレボン 1号機のモニタリング、あるいは未解決の環境社会影響について、JBIC の対応について1問答えて頂きたい。最後に、チレボン 2号機の贈収賄の事件に関して、こちらでも JBIC の対応について伺いたい。

まずは、チレボン石炭火力発電所 1号機だ。2022年11月以降、ADB の ETM を活用するというので、当事者間で覚書 (MOU) が発表された。既に2年経つが、その間に ETM をどのように活用して、石炭火力の早期廃

止を進めていくのか、その基本的枠組みについて、市民社会あるいはこの事業の影響を受けてきた住民たちに有意義な参加機会がないことが、これまでの2年間で指摘され続けている。

また、今年の2月末にADBのホームページでも掲載されたが、1号機の環境社会遵守監査について、住民や市民社会の意味ある参加が確保されていないとある。そもそも環境監査の中で、例えば国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダードの要件に照らした遵守状況が分析されている。例えばチレボン1号機で、小規模漁民や塩田農家たちへの影響、それから補償・生計回復措置に関してだ。IFCのパフォーマンススタンダードに照らして、遵守状況の分析が不十分、不適切な項目が約20項目に達している。遵守状況を適切に分析できていないため、是正措置が作成されていないものが16項目ある。市民社会からも環境監査の不十分さが指摘されている。

また、市民社会の有意義な参加機会、あるいは環境監査の不十分さ等の指摘が続いている中で、ADBが10月11日にチレボンにおけるETMのパイロット事業について、ウェブサイトに事業データシートを掲載している。ADBの業務マニュアルに沿うと、ETM案件の理事会審議は、最速だと11月11日ぐらいに開催される。気候変動枠組条約第29回締約国会議(COP29)の開催期間と重なるが、COP29等の国際会議の場で、ADBが当事者とチレボンのETM事業の合意を発表するのではないかと、市民社会で懸念を頂いている。チレボン1号機については、今、伝えた懸念を踏まえて、市民社会、住民の意味ある参加がしっかりと確保されるまでは、ADBはこの案件を理事会審議にかけるべきではないかと考えているが、財務省の見解を伺いたい。

第二に、環境監査の内容を検証した上で、検証結果に基づくやり直し、あるいは環境監査の報告書自体がインドネシア語で公開されていないことも問題だ。これらの問題が解消されるまでは、ADBはこのETMの案件を理事会審議に諮るべきではないと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

第三と第四の質問については、これまでの財務省・NGO定期協議でも、こちら側の懸念を常々伝えている。早期廃止だけではなくて、今、ADBではETMを使って再利用する可能性がある。まだこのオプションが残っていることから、石炭火力の延命につながるような、水素・アンモニア等の混焼技術が使われることがないようにすることを、私たちは常々申し上げているが、ETMの支援対象になるのか。既に明確な決定がなされているのか。

公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)とETMの方針のダブルスタンダードが懸念されている。JETPでの石炭火力の延命につながる支援について、つまり混焼やCCSは支援対象外と言っているにもかかわらず、ETMではその方針が明確になっていない。チレボン1号機については、JETPのプロセスで策定されて、インドネシア政府側が発表している包括的投資政策計画(CIPP)の優先事業としてもリストアップされている。それを考慮すると、チレボン1号機がJETPのスキームで支援されるのであれば、ETMで並行して支援される場合も、ETMの下で言われている再利用の中で、混焼技術や二酸化炭素回収・貯留技術(CCS/CCUS)は使われな

いという理解で良いか。

チレボン 1 号機について、これまでに影響を受けた小作農の方、あるいは塩田農家、小規模漁業者たちが、以前のレベルまで生計回復がしっかりとできていないことについて、指摘が繰り返されている。今回、ADB が公開している環境監査では、モニタリング活動や、非常に重要なベースラインデータがないことが指摘されている。チレボン 1 号機の建設は 2007 年に始まっており、17 年近く経つが、この間で生計回復ができていない問題が、JBIC のモニタリングの不備によるものではないか、あるいは JBIC のモニタリングの実施体制が不十分だったのではないかと、このような検証がなされるべきだと考えるが、この点についても意見を伺えると幸いだ。その検証結果を踏まえて、長年、チレボン 1 号機が引き起こしてきた影響の対処につなげていくべきだと考えているが、こちらについても意見を伺いたい。

チレボン 2 号機の贈収賄の事件について、最高裁が上告を棄却しているため、高裁判決の内容が確定となった。つまり、チレボン県の元知事の有罪を確定したということだ。この措置を受けて、市民社会、国際社会からも、JBIC に対して適切な措置、早急な停止措置、期限前弁済の措置を求める要請書が出ている。この贈収賄の事件で JBIC がどのような対応をしているのか。

MoF 稲見：

私からは第一から第四までの、ADB に関わる部分について回答する。第一に幅広いステークホルダーの参加については、これまでの財務省・NGO 定期協議でも話していると聞いているが、チレボン 1 号機の早期退役に向けては、ADB とインドネシア政府と事業者との間で長期にわたる協議を重ねており、現実的に実行が可能なスキームを模索し、現在に至るものと認識している。また、本件に関して、幅広いステークホルダーとの意見交換の必要性は、これまで私どもからも ADB に対して伝えており、ADB において可能な限り対応に務めているものと理解している。本取り組みを進める中で、これまでに様々な意見を頂いたと聞いている。それらの意見も踏まえて、ADB において、引き続き市民社会のより多くの参加機会の確保を含めた、継続的なプロセスの改善に努めることを、私たちとしても期待している。

続いて 2 点目のチレボン 1 号機に係る ADB による環境監査については、ADB の個別の支援案件における環境社会配慮であり、具体的な対応内容に関しては、ADB が判断すべき事項であると考えている。指摘頂いた事項は私どもから ADB に伝えているが、いずれにしても ADB のポリシーに沿って、適切な対応が行われる必要があると認識している。

続いて、3 点目のアンモニア・水素の混焼が ETM の支援対象外になると既に明確な決定がなされたのかについては、現時点でアンモニア・水素の混焼を、ETM の支援対象外とする決定は行われていないと承知している。

4 点目のチレボン 1 号機の再利用について、再利用方法を含め、チレボン 1 号機の退役後の利用については、現時点では未定であると承知している。

JBIC 大隈:

弊行から、指摘頂いた環境監査報告書について回答する。まずは 2024 年 9 月に、本行が受領した NGO 作成のグリーンリングペーパーにおいて、チレボン 1 号機プロジェクトに係る、ADB 作成の環境監査報告書の記載内容を受けて、本行の環境モニタリングに関する指摘がなされていることは承知している。本行は環境社会配慮確認のための JBIC ガイドラインに基づき、融資決定前の環境レビュー、およびその後の環境モニタリングを適切に実施し、十分な環境社会配慮がなされていることを確認している。また、こちらのプロセスの一環として、本プロジェクトについても、これまで現地住民の方々との対話を実施してきている。本行としても、現地住民の要望等を直接に確認している。

移転住民に対しては、借入人が生計手段の維持に必要な補償を実施しつつ、発電所における雇用機会の提供等を通じた、生計回復措置を講じていることを確認している。また、その他生計に影響を受ける住民に対しても、企業の社会的責任(CSR)プログラムを通じた職業関連物資の提供や、職業訓練実施等の支援を確認している。本行としては、今後も本プロジェクトの環境モニタリングを通じて、現地住民を含む、あらゆるステークホルダーとの丁寧な対応を継続していく所存である。

MoF 初谷:

この件について、JBIC は環境社会配慮確認のためのガイドラインに基づいた対応をしていると承知している。財務省としては、引き続き、JBIC において適切に対応されることを期待している。

JBIC 大隈:

チレボン 2 号機について、2024 年 4 月 3 日付でインドネシアの最高裁において、原告であるインドネシアの汚職撲滅委員会、および被告人であるチレボン県の元知事による上告、いずれも棄却する旨の判決が言い渡されたと承知している。この判決により、チレボン県の元知事を有罪とした第一審判決を支持する第二審判決が確定するものと承知している。また、第一審の判決の中で、チレボン石炭火力拡張案件の借入人である事業会社の元役員、および EPC コントラクターである現代建設の元従業員から、チレボン県の元知事に対する資金供与の言及がなされたと承知している。

本行としては、かかる状況を非常に重く受け止めており、第一審の判決以降はレンダーとして借入人等プロジェ

ク関係者との間での緊密な会話を通じ、正確な事実関係の把握に努めるとともに、再発防止を含むコンプライアンス体制の強化を求めてきた。この中で、借入人や本邦のスポンサーのいずれも、継続的にコンプライアンス体制強化に取り組んでいることを、本行として確認している。

借入人について 2019 年以降、贈収賄防止方針を策定、実行し、その後に贈収賄防止管理基準に係る国際規格認証を取得した。具体的には ISO37001 を取得したことに加えて、本邦のスポンサーである丸紅による支援の下で、既存の調達ポリシーの強化に取り組んでいる。借入人のコンプライアンス体制については、こちらの会社のウェブサイトにて公表されていると承知している。本行としては、OECD 贈賄勧告の趣旨も踏まえて、レンダーとして本件のモニタリングを継続していく中で、借入人とプロジェクト関係者のコンプライアンス体制の強化を引き続き求め、対応状況をしっかりと確認していく所存である。

なお、OECD 贈賄勧告では、取引に贈収賄が関与している可能性があると感じるに足る理由がある場合、更なる調査の実施が推奨され、輸出契約に関する贈賄行為により有罪判決が確定した場合等には、再発防止を含む、コンプライアンス体制の強化策の確認、貸し出し停止、期限前弁済請求等の措置を取ることが推奨されているので、本行の対応は OECD 贈賄勧告に則っている。

MoF 初谷：

JBIC から述べたとおり、JBIC は、状況を重く受け止めて、第一審判決以降、OECD 贈賄勧告の精神も踏まえて、レンダーとして本件のモニタリングを続け、借入人等プロジェクト関係者のコンプライアンス体制の強化を求めてきており、引き続き、その対応状況をしっかりと確認していくと聞いている。弊省としては、引き続き、JBIC の借入人等に対する対応状況をしっかりと見ていきたい。

波多江：

第一の質問について継続的なプロセス改善を期待しているという答えだったと認識しているが、そもそも既に 2035 年にチレボン 1 号機を早期廃止、ないしは再利用するという基本的枠組みが発表されてしまっている。しかし、枠組みを決定する中で、住民や市民社会が意思決定に有意義に関わることができる、あるいは早期に関わることができる機会はなかったという指摘がある。ADB は環境監査で現地訪問もして聞き取り等も行っていると言っているが、背景 1 で指摘している通り、村長や事業者が選定している参加者たちが、しっかりと批判的な意見を述べる事ができたのか。あるいは、ヒアリングや面談が行われた場所が、チレボン・エレクトリック・パワー社の職業訓練センター、CSR の複合施設内で行われていることから、不当な圧力を感じることなく、参加者が発言することができたのか。その観点からの指摘もある。

FoE Japan が現地 NGO の WALHI 等と一緒に現場へ足を運んでも、ADB によるヒアリングがあったことを知ら

ない方たちを、すぐに見つけることができる状況である。一度、基本的な枠組みについて、2035年という11年間動かすことになる。その間にまたチレボン1号機から排出される大気汚染物質、あるいは埠頭付近で生計を立てている小規模漁業者への影響が、11年続くことになる。これは早期廃止が実現した場合でも、再利用でアンモニア混焼等がなされてしまうと、もっと影響が続く。まずは、これらの基本的な枠組みを白紙に戻して頂いた上で、住民や市民社会との間で意見交換を持っていくべきだと考える。この辺りについて、先ほど現実的な実行可能性について言っていたと認識している。現実的というのは、結局はADBや事業者からの観点であって、市民や住民の観点から現実的な実行可能性のあるものとは言えない。この辺りは日本政府としても理事を通じて、ADBに意見して頂きたい。

第四のJETPとの整合性について、退役後の対応は未定という話だった。第四の質問の趣旨は、JETPでチレボン1号機が支援されるのであれば、ADBのETMで支援される場合も、JETPで言っているようにアンモニア混焼やCCSは対象外になると考えている。もう一度、こちらの回答を伺いたい。まずはADBの対応について、もう少し回答や意見を伺えるか。

MoF 稲見：

市民社会の参加について、ADB側でも様々な人から幅広く意見を聞こうと思って声を掛けていると思うが、本日で頂いた指摘は、改めて私どもからしっかりとADBに伝える。あとは4点目、特に混焼でJETPとの整合性について、繰り返しになってしまうが、チレボン1号機の退役後の利用について、再利用方法を含めてどうしていくかの方針は、現時点では未定であると承知している。仮に混焼技術やCCS等を行うことになった場合でも、その時点の支援主体のポリシーに沿って、支援の可否が判断されることになると思料している。

波多江：

第四の質問の趣旨は、JETPがチレボン1号機の早期廃止に活用されるということは、混焼やCCSは対象外である。そうであれば、今はETMの下で再利用後の対応は未定ということだが、普通にJETPとの整合性を考えれば、混焼やCCSは無いと考えている。そこを財務省はどのように考えているのか。要は、JETPとETMの整合性という意味だ。

MoF 山崎：

今までに回答していたこととして、インドネシアJETPでは石炭火力発電の延命を目的としたCCUSは対象外と整理しており、それらの事実関係を本協議会で述べたと理解している。ご指摘の通り、CIPPにチレボン1号機の早期退役の案件は掲載されているが、先ほど稲見から申し上げた通り、我々としては、尼政府からの詳細な状況説明がないため、予断を持った回答は難しいと考えている。

波多江：

一般的に考えて、JETP と ETM が重なる部分というか、オーバーラップして支援するものについては、JETP で対象外のものは、ETM でももちろん支援できないという理解で良いか。

MoF 山崎：

我々として、インドネシア JETP における個別の JETP 支援案件として、それぞれの実施機関がその実施につき、インドネシア政府と合意の上、それぞれのルールに基づいて支援を行うこととしている。

波多江：

JBIC の回答に移る。チレボン 1 号機のモニタリングについては、しっかりと環境社会配慮がなされているということだったが、例えば ADB の環境監査での国際金融公社、IFC のパフォーマンススタンダード 5 について、要は用地取得、移転に関するパフォーマンススタンダードについては、生計回復等の提供が考慮されていない。個々の人に対する影響が考慮されておらず、パフォーマンススタンダード 5 が満たされていないと書いてある。CSR 等が提供されているという話だったが、個々の状況に合わせて提供されているものではなくて、集団等に括った中で提供されている。個々の生計回復の支援が考慮されていなかったことについて、JBIC のガイドラインは IFC のパフォーマンススタンダード 5 の国際水準を参照していると認識している。チレボン 1 号機は旧ガイドラインの適用案件だろうが、IFC のパフォーマンススタンダードを参照していると考えている。この辺りを考慮しても、JBIC のモニタリング内容が公開されていないので私たちは検証できないが、今回の ADB の監査内容を踏まえて、しっかりと検証するべきだと考える。

また、小規模漁民たちへの影響は、財務省・NGO 定期協議でも長年取り上げてきた。そもそも 2007 年から建設が始まっているのに、2021 年からしか漁獲量の漁業モニタリングのデータがない。これは明らかに、JBIC がどのような情報を基にモニタリングを行ってきたのか、大きな疑問が残る。これらのことをしっかりと検証して欲しい。また、この場とは別途、NGO と意見交換をする場を持って頂きたいと考えている。私たちの懸念は、ADB の ETM を使って早期廃止、再利用が進む中で、既存の影響が全く対処されないまま、未解決のままに早期廃止や再利用の話が進んでしまうことだ。これまで 17 年間、住民たちが受けてきた影響が忘れ去られる、あるいは住民が取り残されてしまわないようにしてもらいたい。ぜひこちらを一度、検討頂きたい。

チレボン 2 号機の贈賄について、コンプライアンス強化の話があったが、それだけで良いのか。昨日の 11 月 6 日には、韓国の検察が現代建設の本社に家宅捜索に入ったという記事が、いくつか流れてきている。収賄側の有罪が確定した。相当な確率で、収賄を受けた人がいることが確定しているのであれば、贈賄をした人がいるわけだ。それが借入人から直接手渡されたことが判決文で言及されている。現代建設についてもそうだ。判決文でこのような言及がなされている。重く受け止めていると言っていたが、日本政府の監督の下で融資を行っている JBIC、あるいは日本国民、日本の市民の信用力を基に貸し付けを行っている JBIC が業務を行っている。本当

にそのようなお金を贈収賄が絡む事業に使われて良いのか。これはコンプライアンス強化の問題ではなくて、私たちの信用を基に貸し付けを行っている、JBIC の説明責任の問題だと思う。コンプライアンス強化だけではなくて、JBIC の贈賄防止の取り組みの第三番に書かれている対応が必要だ。つまり、贈賄に関与したことが判明した場合の取り扱いについては、貸し付け等の実行後は強制期限前弁済等の適切な措置を取ると書いてある。厳格なデューデリジェンスの実施だけではなくて、期限前弁済という一段階上の措置をしっかりと検討して頂きたい。

JBIC 大隈:

先ほど期限前弁済を行うべきではないかという話があったが、この点に絞って回答する。繰り返しになってしまうが、そもそも OECD の贈賄勧告について、輸出契約等に関する贈賄行為によって有罪判決が確定した場合、再発防止を含むコンプライアンス体制強化策の確認、貸し出し停止、期限前弁済請求、といった措置を取ることが推奨されている形だ。本行の現在の対応は、コンプライアンス体制強化策の確認であり、OECD の贈賄勧告の趣旨にのっとったものであることに変わりはないので、改めて伝えさせてもらう。あとは、今回の最高裁における有罪判決に関しては、チレボンの元知事の収賄行為を対象とするものではあるが、本行はこの現状を重く受け止めているので、OECD の贈賄勧告に則った全レンダーでの対応として、再発防止を含む、コンプライアンス体制の強化策の確認を実施することとした。

#### NGO 議題 6: 国際協力銀行融資事業であるモザンビーク LNG に対する財務省の見解、および JBIC による対応について

佐藤:

私たちからは、モザンビーク LNG に対する財務省、および JBIC の対応について伺う。簡単に背景を説明すると、これまで JBIC による融資決定前、融資決定後を通して、過去 4 回、この財務省・NGO 定期協議の場で、市民側から主に債務問題や治安問題について情報提供があった。現地の情勢としては、2017 年に治安悪化が報告されてから、2021 年には事業者であるトタルエナジーズにより、不可抗力宣言が出されている。軍事力が強化されているが、現地の状況は改善していない。現在に至っても、まだ公式な再開は発表されていない。その間、事業地の周辺では、深刻な人権侵害が起きている。先日も Politico のアレックス・ペリー氏による、モザンビークの公安部隊がトタルエナジーズの敷地内近くで行ったとされる、民間人の虐殺に関する記事を送った。これらの深刻な人権侵害を含め、そもそも LNG がエネルギーを作り出す過程で、大量のメタンガスや二酸化炭素等の温室効果ガスを出す点から、環境面からも我々は強い懸念を抱いていることを伝えたい。以上を踏まえて六点、主にモニタリング状況、今後の展開について伺いたい。

JBIC 深谷:

第一の質問内容は、不可抗力宣言下であっても、JBIC のガイドライン上のモニタリングに係る各規定について、

JBIC およびプロジェクト実施主体者とともに順守義務がある理解で良いのかという点に関しては、ご理解の通りと考えている。第二の質問は、JBIC は現地実査を行っているのか、行っているとすればいつかという質問だが、2024 年 2 月に現地実査を実施している。

第三の質問について、Politico の記事で、モザンビーク軍が村人に対し、モザンビーク LNG 事業地近くで残虐行為を働いた記事の内容があった。この内容に対して、財務省および JBIC は、現地政府およびトタルエナジーズ、ないしは借入人に事実関係の確認を行っているのかの点に関して、まずは JBIC から回答する。JBIC は、スポンサーであるトタルエナジーズに対して、次の通り事実関係の確認を行っている。第一に、事業会社において調査を行ったところ、現地住民とのコミュニケーションにおいては、記事の記載内容の事実、97 人が拷問等の被害に遭ったということは知らされておらず、事業会社は記事以外に係る事実が起こったことを示す情報を受け取っていない。第二に、事態の深刻さに鑑み、さらなる事実関係の確認を行うべく、記事の執筆者に対して根拠となるデータや補足資料の提供をお願いしている。第三に、事業会社はプロジェクト採択地近辺の住民への人道支援物資、食糧の配布等にも取り組んでいるということだ。なお、トタルエナジーズは 9 月 26 日付で、本件に係るプレスリリースを発出している。

第四の質問について、トタルエナジーズが事業活動の安全を確保する合意に基づき、モザンビーク軍の統合任務部隊 (Joint Task Force) との関係を踏まえた上で、Politico の記事が事実であれば、重大な現地法違反の恐れがあるのか、IFC のパフォーマンススタンダード 4 の警備要員にかかる規定に違反するかどうかに関しては、モザンビーク警察、軍で構成されている Joint Task Force は、モザンビークの公的な治安部隊であると理解している。IFC のパフォーマンススタンダードにおける警備要員、「direct or contracted workers to provide security to safeguard its personnel and property」と区別されると理解している。

続いて、第五の質問のトタルエナジーズは輸出信用機関 (ECA) に対し、再開に向けた働き掛けを行っていることを明言しているが、日本政府および JBIC はトタルエナジーズが言うグリーンライトを出しているのかの点に関して、JBIC から申し上げるが、相手方の業務方針に係る照会なので、当行における秘密保持の対象として回答は差し控える。続いて、最後イタリアの Eni 社が進めているコーラル・ノース・プロジェクトで、JBIC は既に融資供与の打診を受けているのか、あるいは融資供与の検討を行っているのかについてだ。回答としては、相手方のある業務方針に係る照会で、当行における秘密保持の対象として回答は差し控える。

MoF 初谷：

質問 3 について、JBIC としては、今述べた対応をされているということなので、弊省はその対応を確認していきたいと考えている。それから質問 5 について、こちらも JBIC が回答したとおりだが、いずれにしても、個別の融資契約になるので、JBIC において判断されるものと承知している。

深草：

基本的な質問になるが、一般的に JBIC の融資事業に不可抗力宣言がなされた場合、不可抗力の範囲等は個別の契約によると考えているが、この場合に解除を決めるのは事業者のみなのか。それとも JBIC に発言権はあるのか。

JBIC 深谷：

解除については、スポンサー側の判断によるものだ。

深草：

公の場におけるトタルエナジーズのグリーンライトの発言について、先月のインベスターイベントで、3 行の ECA がまだグリーンライトを出していないという発言があった。トタルエナジーズが force majeure を解除しない場合に、ECA の確約を取り付けるのはどういう関係なのかと考えた。今の回答だと、トタルエナジーズが判断すれば force majeure は解除されて、JBIC による貸付人へのローンの供与がなされるということで良いか。

JBIC 深谷：

質問に関して、解除される、されないことと、貸し出しを再開するのは別の判断だ。

深草：

トタルエナジーズが force majeure を解除したとしても、JBIC が融資を再開するのかどうかは、また別の判断があるということか。

JBIC 深谷：

判断を行うということは、答えた通りだ。

深草：

実査について、2020 年 2 月に実査が実施されて、force majeure 以降に実査は行われていない。最初の質問については、不可抗力宣言が出ていたとしても、モニタリングの順守義務があるという理解で合っていたが、特に不可抗力宣言以降でどのようなモニタリングを行っているのかを伺いたい。

JBIC 深谷:

基本的にはスポンサーからの定期的な情報提供に基づいて、モニタリングを行っている。我々からも外部の専門家等を雇用した上で、状況を把握している。

JBIC 清水:

実査は 2024 年 2 月だ。今年である。

深草:

2024 年に行ったのか。

JBIC 清水:

そうだ。私と管理職の 2 人で行っている。

深草:

2024 年 3 月に我々から JBIC および NEXI に、120 の市民団体が署名してレターを出している。そのレターでも現地の治安悪化から、銀行等の実査における軍の同行、住民協議の場における軍の同席によって、地域住民が恐怖を感じて、反対意見や懸念を表明する制約になっていることが、現地の NGO から指摘されている。3 月に送ったレターにも、同様の記載をしている。2024 年 2 月の実査の際は、どのような形で軍の同行があったのか、地域住民に対する聞き取り等をされたのかを伺いたい。

JBIC 清水:

2024 年 2 月に私ともう一人で現地実査に行ってきた。プロジェクトサイトはもちろんだが、すぐそこにある住民の移転村のキトゥンダ村だ。あとは、少し離れている所だが、パルマだ。2021 年にイスラム過激派の襲撃によって大変甚大な被害を受けた所へ行き、現地住民や行政官から話を伺った。当時はゴースタウンのような町だったという話があったが、現状は幸いに少しずつ良くなっており、現地住民も少しずつ戻ってきているという話を伺っている。言われた通り、その場に軍がいると話しにくくなる懸念はあると思うので、その場自体には軍の人間はいなかった。我々も適切な警備をしなければいけないので、特にサイトの外に出る場合は十分な注意を払っていた。

深草:

記事の内容について、トタルエナジーズに事実関係の確認を行っており、事業会社が調査を行ったという話だった。この事業会社はトタルエナジーズ自身が調査を行ったということか。

JBIC 清水:

トタルエナジーズのプレスリリースでは、基本的にトタルエナジーズの子会社の事業主体が調査を行った。

深草:

プレスリリースは拝見したが、直接にトタルエナジーズと話があったのか。

JBIC 清水:

話もしている。

深草:

その調査は公開されるのか。

JBIC 清水:

その調査とは何か。

深草:

事業会社が調査を行ったが、調査に当たって何かレポート等はないのか。

JBIC 清水:

プレスリリースに書かれていることとしては、これまで事業会社で苦情窓口を設けたこと、あるいは現地住民と会話する機会を設ける中で、特にこのような話を直接の苦情として受け付けた形だと聞いている。ただし、トタルエナジーズとしても、これは大変重大な問題であることは重々に理解してもらっている。我々からもその旨を申し伝えているので、トタルエナジーズとしてもさらに調査を行っていく。その中で、記事の執筆者がどのような資料に基づいて記事を書いたのかが分かれば、より調査の深掘りができるだろうということで、トタルエナジーズはプレスリリースで Politico の記事の執筆者に対して、それらの材料を提供してもらいたいとしている。提供してもらえれば、さらに調査を行っていけることが書かれていると認識している。

深草：

事業に関わる人権侵害等は、これまで私たちは様々な事業で指摘してきた。多くの場合、事業者の確認を行って、そのような事実はなかったというパターンが非常に多かった。もちろん専門家も入れていると考えているが、事業を推進する側、事業者がメインの情報源だとバイアスが掛かってしまう懸念もある。また、第三者からの情報提供があるかもしれないが、どのような情報が JBIC にもたらされて、どのような情報を基に判断されているのかが私たちには見えない。今回の話に関しても、現状はトタルエナジーズからの情報確認がメインという印象を受けた。事実確認の部分で、非常に心配に感じている。

過去にも幾つかのケースがある。例えばインドネシアの石炭火力発電所の時も、インドネシアの人権委員会が勧告を出しているにもかかわらず、人権侵害の認定はなかったというやりとりがあった。非常に前になってしまうが、ここでそのような議論もさせてもらった。事実関係について、本当に JBIC のガイドラインの違反がないのかは、判断根拠の開示も含めて説明責任を果たして頂きたい。

また、パフォーマンススタンダードの回答について確認だが、モザンビーク警察と軍で構成されている Joint Task Force は公的な治安部隊と理解しているが、パフォーマンススタンダード 4 の文言とは区別されるという回答か。

JBIC 深谷：

パフォーマンススタンダードにおいて、民間警備会社と公共の警察、軍兵等の Public Security Force は区別して書き分けられており、同様の理解で両者は性質が異なると我々は理解している。

深草：

最後の質問に関して、秘密保持の対象として回答不可ということだった。過去にここで JVC 等がこの案件の議論をしている時に、広範なリスクについて、どう判断するのが一つのテーマだったと考えている。過去の議論で、事業そのもののリスクやカントリーリスクはもちろん見ているだろうが、広範なセキュリティについては別の回答だったと認識している。背景説明のところにあるが、欧米の調査では広範なリスクが適切に検討されていなかったことが指摘されていた。別の案件だが、モザンビークのコーラル・ノースについてだ。もちろんモザンビーク LNG への融資撤回も含めて我々は要望しているが、次にモザンビークで新しい案件で融資を検討する時に、過去の指摘も踏まえて、どのようにリスクを判断するのかについて、非常に懸念を持っている。

さらに広範な話になってしまうが、最近の選挙後に抗議者がいた。本日、アムネスティが声明を出していると思うが、警察によって 20 人が殺害されたという指摘もあった。ただでさえ国が市民の人権を守ることができていない

状況で、2017 年からの特に治安の悪い北部での LNG 事業が、安全にできるのかが本当に疑問なので、その辺りも勘案して頂きたい。

木口：

ぜひ受け取ってもらいたい。ちょうど時間となったので、こちらで終了する。課長から何か総括をされるか。

MoF 津田：

毎度、活発に意見を頂いている。我々も教えてもらうことが多いので、今後ともお願いしたい。